

相模原市立保育所及び認定こども園における
紙おむつ等定額利用サービス導入事業 仕様書

1 事業名

相模原市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業

2 事業概要

相模原市立保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）に入園している園児（以下、「園児」という。）が保育所等で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する園児が在籍する保育所等で実施する。

3 対象園児

0歳児、1歳児、2歳児、3歳児クラスに在籍する園児

ただし、本市の判断でそれ以上のクラスの園児へも対象を拡大することができる。

4 実施期間

覚書締結日から令和8年3月31日まで

ただし、実施期間内において運営に支障がなかった場合は、本市の申出により、実施期間を1年間更新できる。

なお、更新できるのは令和11年度までとする。

5 実施場所

「仕様書別紙 実施施設一覧」のとおり。

なお、実施期間中に保育所等の所在地の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがある。

6 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

契約は、サービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「保護者」という。）が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者とで直接契約を行う。なお、1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

(2) 紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育所等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育所等に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所等に報告する。

(3) 紙おむつ等の納品

保育所等からの発注を受け、サービスに係る紙おむつ等を保育所等が指定する場

所に直接納品する。なお、納品する日時は事業者と保育所等で協議して決定する。

(4) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。

なお、紙おむつ・おしりふきはすべての園へ同じものを提供することとする。

(5) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行う。

(6) 問合せ対応

事業者は、当該事業に関する保護者や保育所等からの問合せ等について適切に対応できるよう、相談サポート体制を整えることとする。

(7) 保育所等及び保護者への周知

サービスを円滑に運営できるよう、保育所等に対しては、導入前に関係職員への説明会を実施するとともに、保育所等向けの説明資料やマニュアル、保護者の利用申込書等を作成し、配布する。

保護者に対しては、事業開始前に、説明資料を配布することなどにより、本事業の周知を図る。

7 環境配慮

(1) 受注者は、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規則等を遵守すること。

(2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

8 その他

(1) 本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとする。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。